

有道会綱領

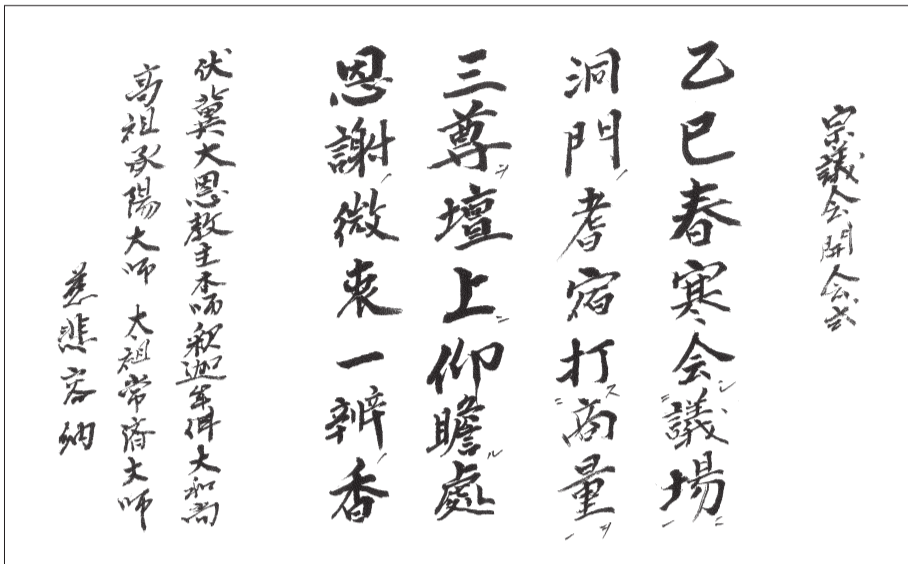
- 一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、両大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。
- 二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。
- 三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

有道

2025.3 NO.111

題 字 大本山永平寺八十世
南澤道人 大禅師 猊下 御染筆
発行 有道会
東京都港区芝2-5-20 田中ビル2階
発行人 服部秀世

第146回 曹洞宗通常宗議会



教示



本日ここに、第146回通常宗議会の開会に当たり、謹んで一仏両祖の照鑑を仰ぎ、議員諸師と一堂に会し、正法の顕揚を願い、宗勢の振興について審議し得ますことは、誠に欣幸の至りと感じております。

昨今、宗門を取り巻く環境は、著しく変容し、かつてない深刻さを増しております。世界各国が自国第一主義を主張し、これまで築かれてきた国際秩序は大きく揺らぎ、各所で終わりの見えぬ武力衝突、また深刻な人権侵害が続いておりますことは皆様もご承知のことでありましょう。

振り返って国内情勢に目を向けましても、少子高齢化や食料自給率の低下、貧困や教育格差など、多くの難題が山積しております。更には昨年、元日に発生した能登半島地震をはじめ全国各地で大き

な地震が頻発し、また7月に発生した豪雨災害でも、山形県から秋田県の広範囲にわたり甚大な被害がもたらされました。これら災害の復興も未だ道半ばであり、多くの方が不自由な生活を余儀なくされておられます。

多くの人々が苦しみに喘ぎ、救いを求めている斯様なときこそ、我われは一佛両祖より相承された同苦悲心の思いを発露し、一味合して菩薩行に邁進することが使命であると心得ねばなりません。

人びとの不安や苦悩に心耳を澄まし、苦しみ多き現代社会の中で宗門が果たすべき役割と、正法興隆のために正しい方途を示されますよう、議員各位には、和衷協同のうえ、上程される案件について審議を尽くし、以って宗運の恢弘に尽力されますことを切に願うのであります。

令和7年2月17日

曹洞宗管長 南澤 道人

答辞

管長猊下におかれましては、山内のご総覧はもとより、正法の宣揚、四衆の接化に寧日なき日々をお過ごしの中、今次、第146回曹洞宗通常宗議会の開会式をご親修賜り、また、ご懇篤なるご教示を諭示いただき、宗議会議員一同を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

管長猊下お示しのごとく、世界の平和と人々の安寧な社会を希求する私どもにとりまして、日本を含め世界各地でいま起きている諸問題は、心痛の至りであり、憂慮の念を禁じえません。

今次、通常宗議会に上程されます諸案件につきましては、管長猊下の御心に従い、議員一同、和衷協同、慎重審議に誠を尽くし、全

宗門人の負託と社会の要請に応える所存であります。

結びに、管長猊下、紫雲臺猊下の福寿無量と、両大本山の愈々の興隆発展を衷心よりご祈念申し上げ、答辞といたします。

令和7年2月17日

宗議会議長 小林 孝道



【第146回曹洞宗通常宗議会・総長演説抜粋】

宗務総長 服部 秀世



令和12年、大本山永平寺では二祖懷奘禪師七百五十回大遠忌が奉修される。宗門として報恩の法会に気運を醸成し進めてまいりたく、今次通常宗議会に香資金支出の予算を上程している。

今年は戦後80年の節目である。先の大戦の惨禍を顧み、その反省から人々は常に平和を希求してきた。故中村元先生によれば、「仏教はもともと「争わぬ」ことを理想としており、釈尊が説かれた慈悲の

教えは、究極には平和が第1の理想でなければならない」と述べられている。「平和」はサンスクリット語で「シャーンティ」と言い、漢訳仏典では「寂靜」と訳される。人間の我執や我欲を離れることが宗教の原点であり、吾我の念を修めて他者に寛容な慈悲の心は、坐禅の静寂の中で得られることを釈尊は説かれている。私たちは坐禅によって、平和な社会、平穏な暮らし、心の平安、安心に繋がることを広く人々に伝えていく必要があると思慮する。

そのため沖縄での梅花流全国奉詠大会で、管長猥下ご親修により終戦80周年平和祈念法要を併修し、二度と戦争を繰り返さないことを心から願い、争いのない平和への誓いを立て、メッセージを発信したい。

新到掛搭僧上山補助費の新設

すべての新到掛搭僧を対象に、掛搭僧1人につき10万円、1度限りの支給とし、対象を今年の春からの上山者として、通算の出席日数180日以上を交付の条件としている。

曹洞宗奨学金の増額

次年度から、本宗の僧籍を有し、教育規程に定める僧侶教育施設に在籍している大学生・大学院生は、年間10万円支給から12万円に、高校生は年間8万円から9万円に増額する。物価上昇で、大学進学や在学時の生活費、学習教材費にも加重な影響を与えていることを考慮するものである。

災害見舞金制度

近年の自然災害多発を受けて、損害保険料の値上げが相次いでいる。宗門では令和2年度より保険料の急激な増大が発生、「土木構造物保険」と「約定履行費用保険」の保険料の総額が約3億円となった。今年度まで約3億円を維持してきたが、次年度から、総額3億6000万円もの保険料負担が生じる旨、損害保険会社より連絡を受けている。

内局として一般会計の運営にひずみを与えないよう「災害援護拠金」の引き上げで極力賄うことを考えている。

梅花流指導者養成方法の検討

作業部会を設置、検討してきた。その過程で、師範・詠範・教範ごとに異なる特性があり、時代に相応した養成のための教育方法が確立されていないことなどが露呈した。そのため、現行の指導者養成体系を包括的に見直すとともに、諸地域に根差す指導者養成の枠組みを考え直す必要があると思慮する。

令和7年度布教教化に関する告諭

布教教化に関する告諭の補助資料を作成することとした。教区長を通じて、告諭のポスターと補助資料を1部ずつ各寺院に配布、「曹洞禅ネット」寺院専用サイトにも公開予定である。

収益事業にかかる特別会計元入金

図書印刷物等刊行等特別会計及び檀信徒会館特別会計の元入金につ

いて、元入金は会社法人でいう資本金にあたるもので、双方の特別会計には2億1715万100円と3億円の元入金がある。それぞれの元入金を図書会計については1億円に、檀信徒会館特別会計については1000万円に減少し、その減少分を一般会計に繰り入れようとするものである。

北米の山火事における宗門寺院の状況と活動

宗門関係寺院に直接的な被害は無かったものの、両大本山北米別院禅宗寺ではメンバー宅の全焼被害が報告されている。また、禅センター・オブ・ロサンゼルス仏真寺では、家屋を失った方々に対して敷地内建物を開放、一時的な避難所としての役割を担っているとの報告を受けている。この火災は延焼区域が広大であることから、両寺院も被害の実態の収集に時間を要している。今後は宗門からの支援も必要と思われるので、総監部とも連絡を密にして対応してまいりたい。

現状における人権擁護活動の諸見と今後の考え方

基本的人権の尊重は、すべての人が等しく生きる権利を享受するための不可欠な基盤で、その結果平和的な共生が実現する。「誰ひとり取り残さない社会」を目指すためには「人権・平和・環境」を個別に捉えるのではなく、基本的人権の観点から複合的視点に捉え直すことが肝要である。

宗門寺院が社会的責任をより積極的に果たすためには、対面での人権学習の重要性とともに、情報通信技術を用いた人権教育、人権啓発に活用していく。例えばオンライン講座や「聴く人権学習」の音声配信など、様々な手段を講じて学びの機会を提供することが、有効な手段の一つと思慮する。

曹洞宗総合研究センターに新設する準研究員

次年度より準研究員を受け入れるため現在、募集を行っている。

この制度は、宗学研究を志す僧侶に対し、金銭面での修学支援と研究成果報告の場の提供、人材育成、研究者の人材確保等を目指した制度で、対象者は大学院博士後期課程在学者並びに同等の学歴を有し、仏教学・曹洞宗学を研究する者のうちから選定する。

この準研究員には3年間奨学金が支給される。

運営企画室の活動

宗務庁の各部署の業務を細分化し、業務の計画書並びに報告書の整備を励行し、徐々に歳出面における成果が表れてきている。次年度の予算折衝では、各部署で作成された宗務計画書をもとに、各課の事業検証がなされている。今後も、各事業のブラッシュアップを目指してまいりたい。

昨年11月に、「曹洞宗2045年予測」を「曹洞禅ネット」寺院専用サイトに掲載した。そこから見えてくる20年後の宗門は、深刻な現実を突きつけられるものであった。向こう20年の宗門を見据えて、どのような未来像を描くべきか、宗門に関わるすべての方たちに対して、私たちが置かれている現状を受け止め、我が事として考えていただく、一つの考え方を提案するものである。

また「曹洞宗宗務ビジョンの提案」と題して、約10年後を目途としての具体策の試案を提示すべく取り組んでいる。

曹洞宗檀信徒会館

宿泊状況は、インターネット予約による個人旅行が引き続き好調である。宴会も企業による飲食を伴う宴会が増加傾向にあり、売上高は前年同期比8.9%増で推移している。レストランは特に夜の集客に苦戦、売上高は前年同期比83.2%と減少している。次年度から「パンセ」の夜営業を完全予約制とし、宴会場の一部として活用、受注増を図ってまいりたい。

ソートービル関連

当面は自前でのホテル運営の必要はあるが、老朽化によるビルの劣

化が各所で目立ちはじめた。老朽化で、万が一緊急に宿泊者を他の部屋か、他のホテルへ移っていただくとなると、ホテルとしてのイメージを損ない、その対応と補償の費用負担が必要となる。

このような懸念の中、現在の檀信徒会館事業の財務状況や積み上げてきた内部留保の観点から、修繕を繰り返しながら経営を継続するには限界があり、速やかにホテル事業を廃業せざるを得ない状況という判断に至った。このことは、2月6日の総合特別審議会で諮問、出席委員の認識が一致した。

そこで、ホテル営業の終了は令和9年3月末を目途として、それ以降ビルを解体、新築工事に向けて準備する計画が望ましい。新建物には、宗務庁事務所を置き、研修道場、議場など多目的に利用できる会議場を設け、宗務庁機能を集約した設計にする。また、宗務庁すべての分館も、新ビル建設の工期、費用に鑑み、現ビルの解体と併せて解体、跡地も再開発したい。

新ビル、すべての分館跡地には、一定期間で地主に返却される定期

借地権を開発業者等が設定、宗門が借地権設定料の対価あるいは定期的に賃料収入が得られるよう、運用していくことが時機に適った選択であると思料する。新ビルの宗務庁機能以外のフロアは、開発業者が定期借地権を設定、分譲マンションにするのが有用かつ運用リスクが少ないと考えている。また、分館跡地の再開発は、同じく定期借地権を設定したうえで、宿泊利用できる建物として業者選定することが、宗門の機構と運営に利便性を与えるものになると考えている。

この構想を礎に、あらゆる角度から検証、協議を重ねていく所存で、そのために「曹洞宗所有不動産再開発推進委員会」を設け、具体的に推し進めていく必要がある。

また、一連の再開発には、一時的に宗務庁事務所機能を他の場所に移す必要がある。仮移転から再開発後の建物に再移転するとしても、宗務行政のスリム化と宗門の機構改革が必須である。この点も迅速かつ具体的に進めてまいりたい。

は、それだけ後任候補がない状況であり、今後、宗門寺院の約半数が兼務寺院となれば後任候補が見つからないのは必然的である。それでも兼務住職の任期を5年とする必要はあるのか。

質問2の答弁

実務上、15級以上の寺院を2か寺以上兼務することができるかもしれないが、この規定の本意は、兼務住職を推進するためのものではなく、早期に後任住職を選任することが大前提で、運営が難しい場合は、宗教法人を整理することを目的としたものである。

後任住職を任命するまでの期間を5年以内とし、申請人の任意で期間を定めていただいているが、これは後任住職を速やかに選任いただくことを意図している。任期の撤廃は、任期を設けた趣旨から逸脱し、兼務住職を恒久化することとなる。兼務住職は一時的な措置であり再任を前提としないことを理解いただきたい。

質問3 寺院後継者相談所

社会通念上「僧侶」を職業と捉える方も多いと思慮する。ならば、求人広告等をインターネット等に出し出家者の募集を行い、後継者を探している寺院に仲介することにより、多少は後継者不足で困っている寺院の手助けになるのではないか。

質問3の答弁

議員の指摘は、建設的なご意見と拝聴したので取り入れたいが、様々な事例を検証、協議して導入に取り組んでまいりたい。一方、インターネットの活用は、求人をめぐるトラブルで損害賠償請求を提起される恐れもあり、慎重に検討してまいりたい。

質問4 新到掛搭僧上山補助費の新設と曹洞宗奨学金の増額

今年度の増額で、しばらく増額がないのではなく、社会の物価等を見据えてその都度増額することを要望したい。新到掛搭僧上山補助費も同様に検討いただきたい。

質問4の答弁

増額は社会情勢を注視し宗門の財政状況に鑑みつつ、検討を重ねてまいる所存である。

質問5 僧堂関係

僧堂設置基準第12条には、「僧堂安居の成立人数として、現に常在する指導者及び現に安居する掛搭僧の人数の合計が5人以上であることをもって成立する」とあり、第13条には、結制安居の成立人数について、「現に常在する指導者及び現に安居する掛搭僧の人数の合計が11人を上回るよう努めなければならない」となっている。僧侶教師分限規程第11条第2項には、「結制安居の会衆は10人以上でなければならない」とあるが、この10人以上という人数はどこに重きを置いた人数なのか。現状にあわせた人数にすべきだと思慮する。

今後、宗門の僧侶教師が減少し、結制安居の成立人数が11人以上ということであるなら、僧堂での結制安居は難しくなると思慮する。僧堂認可取り消しについて、教育規程第27条に、「設置基準に適合し



総括質問 (要旨)

有道会代表 金岡 潔宗

質問1 内局が想定する新たなソートビルの基本構想と行政のスリム化

前回の宗議会で第2・第3分館の建て替えについて、建物の耐用年数から判断すると解体は時期尚早と答弁されたが、今般「約2年後に解体」となった根拠を詳しく示していただきたい。続いて、総長就任以来、宗務行政のスリム化を施策目標に掲げておられるが、具体的対策をお聞きしたい。

質問1の答弁

昨年までの内局の方針は、檀信徒会館事業を外部の専門業者に業務委託か事業譲渡の形で、ソートビルは10年を目途に建て替えるという計画を前提にしていたので、第2・第3分館は、耐用年数からすると解体は時期尚早と判断をしていたが、ホテル事業を委託する業者選定が整わなかったため、方針を見直した結果である。

次に、宗務行政のスリム化について、抜本的な見直しは、組織機構や財政、諸制度の全体に渡り修正することが肝要である。運営企画室の宗務ビジョンの提案は、およそ10年後を目途とした具体策の検討を行っているが、財政面だけでなく、宗務庁の組織や職員、宗議会、宗務所、教区、様々な諸制度について言及している。財政面は10年で財政規模を半分にすることを仮定、その場合の必要な取り組みの具体策が提案されている。

ソートビル建て替えに伴う宗務庁機能の一時移転が、宗務庁各部署、総合研究センターの再編成並びに財政スリム化を行う最良のタイミングで、時機を逸しないよう今次内局で協議を進めてまいりたい。

質問2 兼務住職

曹洞宗宗務ビジョンの提案の中で、20年後の宗門の姿として、「宗門寺院の約半数は、住職を迎えることができず、兼務寺院または無住職寺院。大部分の寺院では専業が困難となり、複数寺院の兼務や他の職業との兼職が前提となる」とのことだが、現在、住職は本務寺を除き、2か寺に限り兼務することができ、級階15級以下の寺院はこの限りではないが、兼務が2か寺に制限される理由はどこにあるのか。

また、兼務住職の任期は5年以内で、申請で期間を延長することができるが、現在、兼務・無住職寺院が約4000か寺あるということ

なくなったことが明らかになったとき」と規定されており、認可取り消しは明らかである。

また、安居日数について、寺院での結制安居の首座を制中期間の日数を安居年限に加えることで立身する者が増えると思料する。宗務総長の答弁を求める。

質問5の答弁

宗門の法要は「曹洞宗行持軌範」に定められている。結制安居の随喜人数に関する直接的な記載は無いが、首座法戦式の法座図には、法幢師を除き13の配役名が表記されている。このうち式の進行に具体的に関わらない配役を除いても10名ほどは必要である。

また、僧堂設置基準の第13条には「努めなければならない」と努力義務を明文化したもので、直ちに僧堂認可取り消しにはつながらない。

教師検定会が認める安居歴は、認可僧堂発行の安居証明書と、特殊安居の修了証である。これらは、僧堂設置基準、教育規程に定める一定の水準を満たした教育施設が修行を認定した証であり、宗門が求める教師となり得る資質を具備していることを担保するものである。教師検定会が九旬安居期間のすべてを査定することは不可能で、何をもって修行の成果を判断するのか難しく現実的ではない。

質問6 准師家認定

このままでは、宗門の僧侶を指導する者がいなくなることが危惧される。准師家認定基準の緩和が必要と思料するが所見を伺いたい。

質問6の答弁

基準緩和に向けては、准師家を師家の区分から切り離す検討も必要、僧堂での立ち位置も変更しなければならない。また、現行宗制では、准師家は結制安居の助化師となることのできる条文も規定されていることから、慎重に検討してまいりたい。

質問7 宗門関係学校についての要望

東北福祉大学は今年、愛知学院大学は来年それぞれ創立150周年を迎える。是非積極的な財政支援を望みたい。

質問7の答弁

宗門の財政状況に鑑み、可能な範囲で財政支援を講じてまいりたい。

質問8 梅花流詠讃歌の提案

梅花講未設置寺院へ、近隣の梅花講や梅花流師範養成所を出た方を派遣してはどうか。各種法要で、梅花流詠讃歌を奉詠すれば、梅花流詠讃歌を知ってもらう一案になると思料する。管区・宗務所・教区の行事でも、開会式等で梅花流詠讃歌を参加者で唱えることを宗務庁から要請し、梅花流の敷衍のための積極的な働きかけを要望する。

また、各地域には師範会が結成されていると聞かすが、師範会も協力する体制を整えては如何か。

質問8の答弁

議員の提言を受け、梅花流がさらに躍進するよう検討を重ねてまいりたい。

質問9 管区教化センター

教化センター設置50年の事業検証の具体的な考えはあるか。継続すべきものは継続、今後、管区教化センターが行うべき本部布教と宗務所が行う地方布教を点検し、管区教化センターの教化活動推進委員会等で事業や役割分担を精査する機会を設け、早急な検証をお願いしたい。

質問9の答弁

各センターそれぞれの業務の目的や予算について精査し、改善点を検討するよう所管部長を通じて指示してまいりたい。

一方、各センターの取り組みは、布教委員長たる宗務所長が参加する教化活動推進委員会や、当該管区内の教化活動企画委員会での協議を踏まえて実施されているものもあろうかと存ずる。議員の指摘の通り、継続すべき活動もあるので、センター役職員との対話を通じながら検証を進めてまいりたい。

質問10 教化資料

葬儀・法事等の内容をわかりやすく説明したパンフレットを事前に配布することで、参列者が儀式に参加できる参加型の供養が執り行われるのではないかと。検討をお願いしたい。

質問10の答弁

儀式に関する資料は、出版部で『供養の心得』『曹洞宗仏事ブックレット・葬儀』『ご法事の前に』などが頒布されている。また、教化センター作成の資料なども参考にしながら検討したい。

質問11 選択的夫婦別姓制度

宗門としてジェンダー平等の概念からも選択的夫婦別姓制度の導入は勿論賛成と思うが、現実問題として夫婦別姓になると、寺院と家の関係がなくなり、檀家ではなく個人として寺院との関係が生まれ、墓地や過去帳記載、葬儀における家族との関係性等の様々な問題が生じる。今後、選択的夫婦別姓制度が導入された場合宗門としてどのような対応をとるのか。

質問11の答弁

制度の有無に合わせるのではなく、今現在苦しむ方に向きあうことである。伝統的な家制度によって、我われの先達が何を守ってきたのか、それを再確認する時であると思料する。

質問12 性的マイノリティ

宗務総長は、男性・女性と区別される位階号を廃止して、在家者には、性別で区別しない位階号を授与する考えはあるのか、伺いたい。

また、総合研究センター刊の『ともに生きるセクシャルマイノリティ』の中のQ&Aにあるように「戒名とはどのようなものであり、なぜ授けているのか、院号・道号・戒名・位階などの意義を理解いただくことが望ましい」とのことであるから、寺院を構成する方々は、戒名とはどのようなものであり、なぜ授けているのか、院号・道号・戒名・位階などの意義を理解すべく学習の機会を作らねばと思料する。

質問12の答弁

性的マイノリティの方すべてを対象として、性別を問わない位階を必要とするのは、自身の性別を問われたくない方、あるいは男女ではない性自認のある方を対象とすべき課題であると思料する。性的マイノリティの方の中には、男女どちらかの性自認があり、その性別で暮らしている方も大勢おり、性的マイノリティと一括りすることは厳に慎まなければならないことと思料する。

また、葬儀には必ず遺族のご意向があり、性的マイノリティの方の遺族との対話によって安心に導くのは、導師が最優先すべき務めであることと思料する。

戒名の意義を理解する学習機会はその通りである。我われ宗門人にとって、戒名とは何であるべきなのかについて、問いかける問題こそが差別戒名の反省によって学んできた根幹である。もし、性的マイノリティであることだけを理由に位階を授けるようなことがあれば、たちまち差別戒名の再生産を生じさせてしまう。それは、どのような文字の位階であっても同じことであり、我われは過去の過ちを繰り返してはならない。



通告質問 有道会議員 (要旨)



國安 大智

質問 首座不足問題

出家得度は受業師より得度を受け、1回行じれば完了と思慮する。伝法も同じく本師より嗣法を受けるので1回となる。立職は「九旬安居中の第一座として、大衆の中から力量の勝れたものが任命される」これは次回以降の制中に再度選ばれることを禁止してないと思慮する。結制安居の首座は1回だけとする教学的、宗学的、宗制上論拠はどこにあるのか。

現在徒弟の減少、安居者数がかつての半分ほどになっている。このことは、機を逸して結制ができない寺院が現れ、大和尚の資格問題にも関わってくることになる。僧堂や一般寺院での結制安居のあり方も含めて現状の宗制でよいのか、伺いたい。

答弁 教学部長

教学的・宗学的根拠について、基本的前提として首座は元来六頭首の1つで、修行道場での制中の一配役である。よって、中国禪宗や両祖の時代には首座を複数回務める事例は多数あった。

1612年に徳川家康が下した『曹洞宗法度』には、禁止条項が定められ、首座を務めるために20年の安居歴が必要となった。以降「首座」が、出世の階梯の1つとして位置づけを得るようになった。

以下は推定だが、この制度下で、次の階梯である「瑞世」を済ませた者が、下位の「首座」を改めて務める必然性はない。また、一師印証が確定する中で、複数の法幢師を立てることも差し障りがあると考えられるようになった可能性がある。以上の理由で、結果的に「首座は1回」という慣例が成立したものと思料する。

僧侶教師分限規程に立身の条件が規定されている。立身には「上座」であることが前提のため、寺院の結制安居が修了したときに提出する解制届をもって法階が「座元」になった段階で立身できなくなることを意味している。

一方、僧堂での結制は、堂則に定めがあるように、年2回の結制を行う必要があり「配役としての首座」を認めている。

教学部では、現状昨年6月に立身未了者の情報提供の制度を運用し始めたばかりで、有効活用していただきたい。今後、制度が周知、実効性が明らかになった段階で、改めて関連規定の内容を検討したい。



太田 広康

質問 兼務住職

曹洞宗2045年予測データによると、20年後には2か寺に1か寺が兼務または無住職寺院になるとのデータが掲載されており、寺院の半数が住職を迎える事ができないとの報告だが、現時点で兼務住職に対して早急にアンケートを取り、現状を把握する事が必要である。その中で解散・合併を考えている寺院への指導は可能で、将来解散・合併を考えている寺院住職がその方法を知っておく事は肝要と思慮するが如何か。

また将来に対する漠然とした不安を感じている寺院には、解散・合併の説明をする広報を行い、寺院からの相談を促し、寺院の合併・解散マニュアルを改めて周知する事は可能と思慮する。

また20年後には半数以上が兼務しなければ寺院運営ができなくなる。現在の後任者の選定を遂行するという兼務住職の任務は現実とあわなくなるとの予想だが、今後は兼務住職をしてでもその寺院の法灯を護るとい住職が就任しやすい規則に移行していくべきと本員は思慮するが如何か。

答弁 総務部長

兼務住職に対し兼務寺院は運営できているか、というアンケートは兼務住職任命を行っている包括法人がすべきではないと考えている。一方、不活動宗教法人の整理を求めているのも事実である。兼務住職の多い宗務所や教区において、機会を設けて合併・解散についての手続きの説明を求められれば、担当者を派遣することは可能である。

また潜在的に合併・解散を考えている寺院に対して、その声を聴くことは必要であり、『曹洞宗報』や「曹洞禅ネット」への告知を検討したい。

次に兼務住職任務は、速やかに後任住職を選任することが責務である。今は、15級以下に限らず運営困難な寺院と後任住職の定まらない宗教法人の整理を進めることが第一段階である。

文書質問

寺井 俊孝

質問 曹洞宗手帳について

- ①昨年より希望者のみが購入する形になったが、今後更に寺院のニーズを把握し、方針を決定するための暫定措置と理解しているが相違ないか。
- ②手帳の必要、不要の比率はどの程度で把握しているのか。
- ③仮に廃止になったとして、手帳の内容を部分的に需要の高いファクターに特化し、檀信徒用、宗侶用、寺院予定表など細分化して検討する予定はあるか。
- ④現在は、多くの宗侶がスマートフォンのスケジュール機能を利用しているが、手帳をアプリ化し配信する考えはあるか。

答弁

- ①現在の販売方法が暫定的か恒久的措置かについては、何も決まっていない。
- ②令和5年実施のアンケート結果は、サンプリングは少ないものの、利用しているが38.8%。昔使用していたが今は使用していないが24.8%。使用したことがないが36.4%の結果だった。
- ③同じアンケートで、利用してる者のうち、どの項目を特に使用しているかの設問では、中陰早見表39.7%、年齢早見表35.5%、年回早見表32.2%の3項目の利用が比較的高いと分かった。配布休止に伴い、その代替措置の1つとして、別途作製販売している「曹洞宗手帳」において、年回早見表、年齢早見表の他、2025年版から中陰表を追加掲載した。
- ④現時点で予定はない。

永年勤続20年表彰

今次宗議会において、その栄に浴され、管長猊下から表彰された。

永平寺系議員

横井 真之 議員

第3区選出(埼玉県)
 (平成16年初当選) 第6期
 平成26年10月21日 伝道部長
 平成30年3月21日 人事部長



『宗議会での有道会議員の今』

幹事長 阿部光裕

「俺もなあ、みんなの前で恥をかき、切なくなって小便を漏らしそうになったこともある」

当時、齢65を過ぎ、宗議を2期務めた弊師の言葉を今でも思い出すことがあります。有道・大竹、總和・伊東内局の頃でした。

いったい宗議会とは、どんなところなのか。今、自分自身が宗議会に身を置くようになり、皆さんに議会の様子をお伝えする機会があってもいいのではないかと思います、誌面を割いていただきました。

まず、議会中の服装は、基本的には改良衣です。かつて、宗報に載った議場の風景にスーツを着た議員が写っていて、それを見た寺院さんや寺族さんからクレームが入ったという話を聞いたことがあります。それはおそらく最終日に撮られた写真で、ホテルに宿泊している都合上、議会が終わったらそのまま自坊に帰れるようにスーツに着替える議員さんもいるからです。

次に、食事ですが、有道会では議員一同に会して朝食を頂きます。朝6時40分位から、朝食会場の廊下に徐々に集まり始めます。そこでの会話も案外議員間のコミュニケーションに役立っているように思います。7時過ぎにホテル側の準備が整い、古参議員からバイキング式で食事をよそいます。全員が揃った所で、当番(1期生)が担当して戒尺を打ち、五観之偈をお唱えして頂きます。食事が終わったら普回向を唱和。その後、幹事長の進行により、会長の朝のあいさつ、各委員会での審議事項の経過報告、議会運営委員会からその日の予定の説明があります。また、朝食前に坐禅をされる議員さんもおられ、自室で坐る人もいれば研修道場で坐る議員さんもいます。

お昼は、議会日程の中で議長より、「点心のため、暫時休憩」と告げられたら、昼食会場に移動します。昼食後、僅かではありますが、部屋に戻って休憩をとり、およそ13時から議会

再開となります。

夕食は、ご本山招待の夕食会や会派での食事会、期別毎のグループや同県の宗務庁職員を誘っての夕飯など、ホテル内レストランも含め、外食となります。銀座や赤坂の高級店に出入りする議員は皆無とまでは言いませんがほとんどおりません。ごく普通の居酒屋・蕎麦屋・中華屋さんなどを利用しますが、その日によって議事の終了時間が読めなく、仮に小グループであっても夕食会の幹事をする人はたいへんです。

さて、肝心の議会ですが、総長演説と議案上程で丸一日。上程後、議長より常任委員会委員(議会運営・予算・決算・請願・懲罰各委員会)の指名がなされ、会派ごとに集まって議案の研究のための時間が設けられ内局や執行部から説明を受けます。現在は約1週間前に宗務報告や議会に上程される議案が曹洞宗ホームページ内の議員専用サイトにて内示資料として閲覧可能となりましたので、議会前に多少の準備をしていくことができるようになりました。とはいえ、議会前の内局や庁職員にあまり負担を掛ける訳にもいかないので、会派ごとの会合での確認は重要であると思います。

2日目には、会派を代表しての総括質問と総長より答弁。ここでは上程された議案に関する質問と会派ごとの日頃の政策研究による質問や提言がされます。議会前ある程度の時期に総長や内局の方針の素案が代表者に示され、最終的な質問の準備にとりかかります。

総括質問が終わると、特別委員会の委員が指名され議案の付託が行われます。これより以降は、各議員からの通告での質問の日程の合間を縫って委員会が開催され、委員会の中では古参・新人にかかわらず積極的な意見や質問が行われ、担当部署の部課長はそれぞれの委員会に呼ばれて詳細な説明を求められます。



議会中の朝食風景

最終的に議決が行われるまでに、委員会ごとに審議結果の報告書を作成し、議場で報告します。特別委員会などで結論を得ることができなければ継続審議ということも稀にあります。

総括や通告の質問(文書質問を含む)は勿論のこと、こうした委員会での発言は個々の議員にとっての重要な活動であり、そこをお見せできないことが残念です。また、基本的に一人1委員会への配属ですので、本来質問したいことがあっても直接自分であることができないことも事実です。

議員同士での意見交換の中で、こうしたことを委員会で質問してほしいと託すことも重要ですから、議会中は夕食会での意見交換や自室に戻ってから連絡を取り合うこともあります。

次に、上提議案の採決ですが、現在は会派でしぼりかけることもほとんどなく、強引な会派の運営は行われていません。総じて、かつて見聞きした議会の有り様に比べれば期別の上下関係もだいぶやわらぎ意見も言い易くなったように思えますが、さらなる情報の開示を含め、努力すべきことが山積していることも事実です。

最後に、議員歳費ですが、基本的に月に10万円に満たないことを是非ご理解下さい。宗務庁や両大本山へ出向いての会合等は頻繁に行われますので、ほとんどの議員が持ち出しで活動している現実が一方にあります。

今回、こうして多少なりとも議会での議員の様子について書かせて頂きました。宗政へのご理解の一助になればと願うものです。

第38回有道会大会プログラム販売中



1部100円で追加ご購入いただけます。お問合せは 有道会事務局まで

令和7年度幹事会

令和7年5月21日(水)

第39回有道会大会予定

令和7年11月26日(水)~27日(木)



有道会役員

会長	服部 秀世
議長	小林 孝道
顧問	熊谷 紘全
同	小林 昌道
同	番澤 剛俊
同	新美 忍雄
常任顧問	石川 順之

常任顧問	小島 泰道
同	浅川 信隆
副会長	結城 俊道
同	平井 正道
同	藤間 良信
幹事長	阿部 光裕
副幹事長	押川 伸生
同	鈴木 祐孝
同	武山 正廣

監事	川村 能人
同	金岡 潔宗
庶務幹事	松本 宏思
同	木村 光俊
会計幹事	松浦 徹應
同	國安 大智
オンライン・HP担当	河村 康秀
同	小島 宗彦
幹事	村松 延行

幹事	横井 真之
同	神野 哲州
同	松原 道一
同	渡部 卓史
同	戸田 光隆
同	吉村 明仁
同	武内 宏道
同	太田 広康
同	片岡 修一

幹事	横山 泰賢
同	寺井 俊孝
宗務総長	服部 秀世
人事部長	喜美候部 謙史
総務部長	圓通 良樹
伝道部長	高橋 英寛
事業部長	来馬 宗憲

宗制の主な変更

- 曹洞宗規程制定案
 - ・本宗が所有する土地及び建物の再開発計画を策定し、その基本構想と運用方途の構築を迅速かつ具体的に推し進めることを目的とする。
- 曹洞宗大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師 700 回大遠忌記念教階特別昇等の実施に関する細則を廃止する細則制定案
- 曹洞宗教育規程中一部変更案
 - ・曹洞宗宗憲「の精神」と不明確に定める箇所について、他の宗制に照らし宗門の「伝統／宗旨／教義」に則るよう改めるため、字句を整理。「掛搭僧」の奨学金の項として、字句を整理。運用の実情に鑑み、号を新設。現に行う「人権学習」のみならず、全ての学科目に係る教育支援を導入するため、号を新設。
- 曹洞宗総合研究センター規程中一部変更案
- 曹洞宗布教教化規程中一部変更案
- 曹洞宗教化センター規程中一部変更案
- 曹洞宗宗務庁組織及び事務分掌規程中一部変更案
- 施行前の教学部関係宗制中一部変更を一部修正することにつき承認を求める件
- 施行前の教化部関係宗制中一部変更を一部修正することにつき承認を求める件

【詳しくは曹洞宗報5月号をご参照ください】

編集後記

今年は寒さが厳しい日々が続き、梅の開花が少し遅れましたが、あたたかい春のお彼岸を迎える時節となりました。

「梅花雪裏春（ばいかせつりのはる）」という禅語があります。残雪の中梅の花が寒さに負けず美しく咲き馥郁たる香りを放っている。私たちにおきかえると、辛いことや苦しいことを耐え忍んだあとには、大きく成長できるとの意味です。

本年は戦後 80 年を迎える節目の年であり、5月15日（沖縄復帰の日）に梅花流全国奉詠大会が沖縄の地で開催となります。管長猥下ご親修により平和祈念法要を併修致します。皆さまと共に世界の平和を祈りましょう。 編集子

広報部会

松本 宏思 小島 宗彦 武内 宏道
太田 広康 片岡 修一 横山 泰賢
寺井 俊孝

有道会事務局

〒105-0014 東京都港区芝 2-5-20 田中ビル 2階
TEL 03-3454-5475 FAX 03-3454-5477

会報「有道」電子化に伴う郵送配布終了のお知らせ

昨秋の郵便料金値上げ・制作コスト増大に伴い、有道会・總和会協議の結果、これまで郵送にてお届けしていた会報を、「第109号」を最後に印刷物での郵送を終了。会派ホームページ上での公開に切り替えさせていただきます。

QRコード、またはホームページURLから有道会ホームページにアクセス後、会報を閲覧またはダウンロードしてご利用ください。

有道会ホームページ

<https://www.yudokai.net/>

本件に関するお問合せは、
有道会事務局へ。



SOTO保険サポート株式会社

豊富な経験と実績でお客さまを全力でサポートいたします!!

※私たちは宗教法人「曹洞宗」の関係会社です。

損害保険も生命保険もお任せください!!

火災保険

自動車保険

退職金準備

賠償責任
保険

サイバー
セキュリティ
保険

生命保険

傷害保険

etc...

〒105-8544

東京都港区芝 2-5-2 曹洞宗宗務庁第1分館3F

電話：03-3454-3547

FAX：03-3454-3575

MAIL：soto-hoken@soto-support.jp

＜取扱保険会社＞ 損保：5社 生保：4社
損害保険ジャパン(株)・三井住友海上火災保険(株)・AIG 損害保険(株)
東京海上日動火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
SOMPO ひまわり生命保険(株)・三井住友海上あいおい生命保険(株)
オリックス生命保険(株)・マニユライフ生命保険(株)

※社名が変わりました。(旧：芝園不動産管理株式会社)

令和7年度予算決定

級階賦課金 1点146円（令和6年度と同額）

●令和7年度 曹洞宗一般会計歳入歳出 予算

歳入予算額	61億2596万3000円
歳出予算額	61億2596万3000円
(前年度 歳入歳出 50億4167万円。歳入歳出共に10億8429万3000円の増額)	
(内訳)	
歳出経常部予算額	59億4596万3000円
(前年度 50億967万円より9億3629万3000円の増額)	
歳出臨時部予算額	1億8000万円
(前年度 3200万円より1億4800万円の増額)	

○一般会計 歳入 予算額 61億2596万3000円 (内訳)

1 款—賦課金	41億4713万8000円
2 款—義財金	2億6058万5000円
3 款—手数料	2192万3000円
4 款—雑収入	4億9556万6000円
5 款—育英資金特別会計受入金	6億75万円
6 款—準備資金受入金	6億円
7 款—借入金	1000円

○一般会計 歳出経常部 予算額 59億4596万3000円 (内訳)

1 款—兩大本山費	4800万円
2 款—宗務管理費	17億5362万6000円
3 款—宗費完納奨励金	6億1830万9000円
4 款—分担金	1573万5000円
5 款—会議費	5800万6000円
6 款—企画費	3519万円
7 款—人権擁護推進本部費	3846万5000円
8 款—検定会費	742万4000円
9 款—布教教化費	3億7916万8000円
10 款—補助費	1億4334万8000円
11 款—教育費	2億534万4000円
12 款—指導養成費	5390万8000円
13 款—交付品費	949万6000円
14 款—伝道教化資料費	1346万円

15 款—出版費	9654万2000円
16 款—調査費	1244万円
17 款—選挙費	100万円
18 款—指導相談費	212万3000円
19 款—年金	1億6389万円
20 款—宗議会費	4814万1000円
21 款—審事院費	1192万1000円
22 款—特別会計繰入金	5億9000万7000円
23 款—債券等購入費	3億円
24 款—準備資金清算金	3億円
25 款—予備費	1000万円
26 款—過年度会計処理の是正に伴う支出<新設>	2251万9000円
27 款—準備資金繰入金<新設>	10億790万1000円

○一般会計 歳出臨時部 予算額 1億8000万円 (内訳)

1 款—管長就任式費<新設>	150万円
2 款—大本山永平寺二祖懷奘禪師750回大遠忌香資<新設>	1億5000万円
3 款—曹洞宗所有不動産再開発推進委員会費<新設>	2000万円
4 款—学校法人梅檀学園創立150周年記念教育振興支援金<新設>	500万円
5 款—曹洞宗婦人会創立50周年記念事業補助費<新設>	100万円
6 款—SDGs推進事業費	250万円

○特別会計 歳入歳出予算

僧侶共済	40億6579万9000円
寺院建物共済	41億9429万5000円
育英資金	6億313万9000円
宗門護持会	1億1025万3000円
所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金	66億3475万7000円
修証義公布百周年記念育英基金	11億7249万1000円
災害対策	10億3628万6000円
図書印刷物等刊行	8億7700万2000円
檀信徒会館	17億4318万円

